

2021年2月

お客さまへ

みずほ信託銀行

教育資金贈与信託の払出時の押印不要化について

平素は、みずほ信託銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

これまで教育資金贈与信託をご利用いただいている受益者さま（親権者さま）が、教育資金をお受け取りになるお手続きの際には、あらかじめご指定いただいた受取口座に教育資金を入金する都度お届印の押印をお願いしていましたが、2021年2月より受益者さま（親権者さま）の利便性向上の観点から、押印を不要とさせていただきます。

《押印不要となる帳票》

- ・教育資金贈与信託 払出票（教育資金専用）
- ・「少額教育資金支払明細書」兼 払出票（教育資金専用）

お手元の上記帳票をお使いいただく場合にも印鑑欄への押印は不要です。
従来通り押印いただいた場合にはお届印との照合はいたしません。

教育資金のお支払いに関する領収書、明細書等のご提出は引き続き必要となります。

また、教育資金の受取口座の変更、お届事項の変更、その他のお取引につきましては、引き続きお届印の押印が必要です。

くわしくは、お取引店までお問い合わせください。

以上